

会員規約

第1条（目的）

一般社団法人グローバルタレントデベロップメント協議会（以下、当法人という）への入会及び退会等に関する規程を次のとおり定める。

第2条（会員の定義）

1. 当法人の趣旨に賛同し、定められた入会手続きを完了したものを会員とする。
2. この規約で定める会員の種別は、次の2種とする。
 - (1) 準会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
 - (2) 大学会員 大学を運営する法人若しくは大学等の教育機関において留学生のキャリア形成支援を担当している教職員で理事会において推薦された法人又は個人

第3条（入会）

1. 当法人の入会にあたっては、以下の各号に掲げるすべての手続きを行わなければならない。
 - (1) ウェブサイトからの申し込み
 - (2) 会費の支払い
2. 前項の規定にかかわらず、大学会員については、前項第1号に掲げる手続を行うことを要しない。
3. 本法人への入会の可否は、次に掲げる基準を基に審査する。
 - (1) 本法人の目的に賛同するものであること
 - (2) 暴力団その他の反社会的勢力に属するものでないこと
 - (3) 過去第8条第4号又は第5号に基づき会員資格を喪失したことがないこと
 - (4) 以下のいずれかの条件を満たすこと
 - i. 準会員・企業会員：高度外国人材を雇用しているまたは雇用予定の企業
 - ii. 準会員・キャリアコンサルタント会員：高度外国人材のキャリア開発に関心のある国家資格キャリアコンサルタントの有資格者
 - iii. 大学会員：大学を運営する法人若しくは大学等の教育機関において留学生のキャリア形成支援を担当している教職員で当法人の理事会において推薦された法人又は個人
4. 入会の非承認に際し、当法人はその個別の理由を示す必要がないものとする。

第4条（会費）

1. 準会員の会費は、次に掲げるところによる。
 - (1) 企業会員 年会費 1口 60,000 円
 - (2) キャリアコンサルタント会員 1口 30,000 円

2. 年度の途中に入会した場合は、以下の会費とする。
 - (1) 4/1～9/30 までの入会申し込み：前項各号に定める金額
 - (2) 10/1～3/31 までの入会申し込み：前項各号に定める金額の半額
3. 会費は、初年度入会申込時に支払うこととし、次年度以降は次項に定める期限までに支払うものとする。
4. 会員は、当法人が会費に係る請求書を発行した日の翌月末までに会費を支払わなければならない。

第5条（会員権利）

1. 会員は、次の権利を有する。
 - (1)当法人の運営する定例セミナーに参加することができる権利。
 - (2)当団体の作成した「AITD 資料シリーズ」をダウンロードできる権利。
 - (3)当法人の会員であることを自らに関連する事業についてのWEB サイト、パンフレット、名刺などに示すことができる権利。
 - (4)当団体が運営するその他の事業について特別価格で利用することができる権利。
2. 前項(1)で定める定例セミナーへの参加について、キャリアコンサルタント会員は本人のみが、法人・大学会員は入会の口数と同様の人数のみが参加できるものとする。
3. 準会員及び大学会員は、当法人の社員総会における議決権を有しない。

第6条（会員資格の有効期間）

1. 会員資格の有効期間は、入会承認日が属する年度の3月31日までとする。
2. 前項に定める有効期間は、会員または当法人から特に申出がない限り、満了日の翌日から1年間延長するものとする。

第7条（届出事項の変更）

1. 会員は、入会申込時に届出た内容に変更があった場合、速やかに本法人に届出るものとする。
2. 会員が前項の届出を怠った場合に会員に生じた損害について、当法人はいかなる責任も負わないものとする。

第8条（会員の資格の喪失）

会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第4条第1項に定める会費を2年以上滞納したとき
- (2) 個人の会員が、死亡したとき又は失踪宣告を受けたとき

- (3) 法人又は団体の会員が解散したとき
- (4) 総社員が同意したとき

第9条（除名）

会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当法人の社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) 定款および本規約その他の規約に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を著しく傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

第10条（年会費の滞納）

1. 年会費を滞納した会員には、全ての会員サービスを停止する。年会費の入金を確認次第、会員サービスを再開する。
2. 滞納した年会費については、滞納による会員サービス停止期間も含め会員資格保有に対する有形・無形の価値の対価として、全て退会までに納めるものとする。

第11条（任意退会）

1. 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。
2. 退会時に滞納金がある場合は、退会までに全て納めるものとする。また、会員が、退会までに滞納金を支払わない場合であっても、退会後も引き続き支払いの義務を負う。
3. 年度の途中で退会した場合でも、すでに納入した会費は返還されない。

第12条（禁止事項）

会員は、当法人での活動にあたり、次に掲げる行為を行ってはならないものとする。

- (1)他の会員、第三者もしくは当法人の財産及びプライバシーを侵害する行為、または侵害する恐れのある行為
- (2)他の会員、第三者もしくは当法人に不利益や損害を与える行為、またはそれらの恐れのある行為（第5条第1項に基づき得た資料又は権利を当法人の事前の承認なく非会員に有償又は無償で提供し、又は、閲覧させる行為を含む）
- (3)公序良俗に反する行為若しくはその恐れのある行為
- (4)犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為またはその恐れのある行為
- (5)当法人の運営・活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為
- (6)営業活動や営利目的、またその準備を目的とした行為（当法人が承認した場合を除く）

第13条（免責事項）

1. 当法人は、会員が被ったいかなる損害についても損害を賠償する責任を負わないものとする。
2. 会員が他の会員、第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己の責任と費用をもって解決し、当法人に損害を与えることのないものとする。
3. 会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当法人に損害を与えた場合、当法人は当該会員に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとする。

第14条（変更）

1. この規程は、当法人の定款に違反しない範囲で、理事会の決議によって変更することができる。
2. この規程について、当法人の定款の定めと抵触する変更をする場合、定款第17条第2項第3号に基づき社員総会の決議によって定款を変更しなければならない。

附則

1. 本会員規約は、2021年9月10日から施行する。
2. 本会員規約は、2025年4月1日から改正施行する。